

連 絡 書 (No.1)

各地域包括支援センター長 様
各居宅介護支援事業所 管理者 様

通所介護事業所等で提供する宿泊サービス(お泊りデイ)利用者の
宿泊先における居宅サービスの提供について

日頃より、介護保険制度の運営にご協力いただきましてありがとうございます。
さて、標記の件につきまして、事業者からの問合せがありましたので、次のとおり連絡致します。

「お泊りデイ」は、介護保険上の施設サービスや宿泊サービスとは異なり、一泊ごとに提供される民間のサービスであって、基本的に「居住する」ことにはなりません。

このため、介護保険法第8条及び第8条2の規定には該当しないことから、宿泊している「お泊りデイ」における居宅サービスの算定はできません。

※上記内容は、埼玉県高齢介護課、厚生労働省老健局振興課に確認済みです。

以上、ケアプラン作成時には十分に注意していただきますようお願い致します。

万が一、過去のサービス利用に関して「お泊りデイ」での宿泊時に居宅サービスを利用された場合、介護給付費は返還となりますので、該当する方がおりましたら、利用者及び介護保険事業所へ上記内容をお伝え下さい。

平成26年5月1日

所沢市介護保険課

TEL : 04(2998)9420

FAX : 04(2998)9410

E-mail: a9420@city.tokorozawa.saitama.jp